

ID: _____

担当部署: 市民部 市民活動支援課 _____

処分の概要	団体登録
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第10条
例 規 番 号	平成27年6月25日条例第24号
【根拠条文】 (登録) 第10条 市民活動団体は、登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。 2 指定管理者は、前項の申請をしたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしないものとする。 (1) 第2条第2項の市民活動団体に該当しないと認めるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、センターを利用することが適当でないものとして規則で定める要件に該当するものであると認めるとき。 3 指定管理者は、第1項の登録を受けた市民活動団体（以下「登録団体」という。）に係る名称、主たる事務所の所在地、連絡先、代表者の氏名、活動内容等について公表するものとする。 【基準】 ①根拠条文に同じ。 ②条例第2条第2項の規定による。 (定義) 第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、本市における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的又は自主的に行う活動（宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を除く。）をいう。 2 この条例において「市民活動団体」とは、専ら市民活動を行う法人その他の団体のうち、本市に主たる事務所を有し、主として本市において市民活動を行う、構成員の数が3人以上の団体をいう。 ③木更津市市民活動支援センター管理運営規則第4条の規定による。 (登録の欠格事由) 第4条 条例第10条第2項第2号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。次号において同じ。） (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの (4) 宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を支持し、宣伝し、又は反対するもの (5) センターの施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるもの (6) 代表者が次のいずれかに該当するもの	

ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 破産者で復権を得ない者 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 暴力団の構成員等 オ 宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を支持し、宣伝し、又は反対する者 (7) 条例第12条の規定により登録を取り消され又はその効力を停止された団体であって、当該取消しを受けた日から2年を経過しないもの (8) その他センターの管理運営上支障があるおそれがあるもの			
標準処理期間		7日	
備考			
設定年月日	平成 年 月 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: _____

担当部署: 市民部 市民活動支援課 _____

処分の概要	使用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第14条		
例 規 番 号	平成27年6月25日条例第24号		
【根拠条文】 (使用許可) 第14条 前条第2項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。 2 指定管理者は、前項の申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないことができる。 (1) センターの設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるおそれがあるとき。 (4) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対するものであるとき。 (5) 当該申請に係る施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当するとき。 (7) その他センターの管理運営上支障があるとき。 3 指定管理者は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付することができる。 【参考】 (使用者の範囲等) 第13条 施設等のうち、会議室又はメールボックスを使用することができるものは、登録団体とする。ただし、会議室については、規則で定める法人又は団体も使用することができる。 2 会議室又はメールボックスを使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 【基準】 ①根拠条文に同じ。 ②木更津市市民活動支援センター管理運営規則第7条の規定による。 (使用者の範囲等) 第7条 条例第13条第1項ただし書の規則で定める法人又は団体は、次に掲げるものとする。 (1) 国、地方公共団体又はその他公共団体又は公共的団体 (2) 法人（前号に掲げるものを除く。） (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める団体			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成	年	月 日
最終変更年月日		年	月 日

ID: _____

担当部署: 市民部 市民活動支援課

処分の概要	利用料金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第18条		
例 規 番 号	平成27年6月25日条例第24号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第18条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の減額又は免除をすることができる。 【基準】 木更津市市民活動支援センター管理運営規則第12条による。 (利用料金の減免) 第12条 条例第18条の利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額又は免除するものとする。 (1) 本市又は登録団体が会議室を使用する場合 利用料金の全額 (2) 本市が共催している事業のために会議室を使用する場合（前号に掲げる場合を除く。） 利用料金の半額 (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が公益上特に必要があると認める場合 指定管理者が定める額 2 条例第18条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、木更津市市民活動支援センター利用料金減免申請書（別記第10号様式）を第8条第1項の申請書と併せて指定管理者に提出しなければならない。 3 指定管理者は、前項の規定により提出された申請書について、その内容を審査し、承認したときは木更津市市民活動支援センター利用料金減免承認通知書（別記第11号様式）により、承認しないこととしたときは木更津市市民活動支援センター利用料金減免不承認通知書（別記第12号様式）により同項の申請書を提出した者に通知するものとする。 4 前2項の規定にかかわらず、本市又は登録団体が条例第14条第1項の申請をした場合には、当該申請をしたときに第2項の申請書を提出したものとみなす。この場合において、条例第18条の規定による利用料金の免除をしたときは、第9条の規定による使用許可の通知をもって、前項の規定による利用料金の免除承認通知があったものとみなす。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 年 月 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: _____

担当部署: 市民部 市民活動支援課 _____

処分の概要	利用料金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第19条		
例 規 番 号	平成27年6月25日条例第24号		
【根拠条文】 (利用料金の返還) 第19条 既に徴収した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。 2 利用料金の返還を受けようとする使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。ただし、指定管理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。 【基準】 木更津市市民活動支援センター管理運営規則第13条の規定による。 (利用料金の返還) 第13条 条例第19条第1項ただし書の規定による利用料金の全部又は一部の返還は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を返還するものとする。 (1) 条例第16条第7号の規定により使用許可の取消しを受けた場合 利用料金の全額 (2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が公益上特に必要があると認める場合 指定管理者が定める額 2 条例第19条第2項の申請をしようとするものは、木更津市市民活動支援センター利用料金返還申請書（別記第13号様式）を指定管理者に提出しなければならない。 3 指定管理者は、前項の規定により提出された申請書について、その内容を審査し、承認したときは木更津市市民活動支援センター利用料金返還承認通知書（別記第14号様式）により、承認しないこととしたときは木更津市市民活動支援センター利用料金返還不承認通知書（別記第15号様式）により条例第19条第2項の申請をした者に通知するものとする。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成	年	月 日
最終変更年月日		年	月 日

ID: _____

担当部署: 市民部 市民活動支援課 _____

処分の概要	物品販売等許可		
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第22条		
例 規 番 号	平成27年6月25日条例第24号		
【根拠条文】 (物品販売等許可) 第22条 前条第2項の許可（以下「物品販売等許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。 2 指定管理者は、前項の申請があったときは、センターの管理運営上支障がないと認めるときに限り、物品販売等許可をすることができる。 3 指定管理者は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、物品販売等許可に条件を付することができる。 【基準】 条例第21条の規定による。 (遵守事項等) 第21条 センターに入館する者は、センター内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる事項については、登録団体として行う場合にあっては、この限りでない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為をしないこと。 (2) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為をしないこと。 (3) 物品の販売をしないこと。 (4) ポスター、チラシその他これらに類するものの掲示又は配布（メールボックスへの配布を除く。）をしないこと。 (5) 火気を使用しないこと。 (6) 喫煙をしないこと。 (7) 騒音、暴力等他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。 (8) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物を携行しないこと。 (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に支障を及ぼすおそれがある行為をしないこと。 2 前項ただし書に規定する場合において、登録団体は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 ※団体登録の基準については、「ID： 団体登録基準参照」			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成	年	月 日
最終変更年月日		年	月 日

ID: _____

担当部署: 市民部 市民活動支援課

処分の概要	登録団体の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 12条		
例 規 番 号	平成27年6月25日条例第24号		
【根拠条文】 (登録団体の取消し等) 第12条 指定管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。 (3) 第10条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (4) 前条の届出（同条第1号に該当するものに限る。）をしたとき。 (5) 当該登録団体が解散したとき（前号に規定する場合を除く。）。 2 指定管理者は、登録団体が前項第1号に該当するときは、期限を定めて当該登録の効力を停止することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 ※団体登録の基準については、「ID： 団体登録基準参照」			
備考			
設 定 年 月 日	平成	年	月 日
最終変更年月日		年	月 日

ID: _____

担当部署: 市民部 市民活動支援課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第16条		
例 規 番 号	平成27年6月25日条例第24号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第16条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたと認めるとき。 (3) 第12条の規定により登録を取り消され、又はその効力を停止されたとき。 (4) 第14条第2項各号に該当する使用をしたとき。 (5) 第14条第3項の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。 (6) 前条の規定による届出をしたとき。 (7) 災害その他の事故により許可施設等を利用することができなくなったとき又は本市が許可施設等を使用する必要性が生じたとき。 【基準】 ①根拠条文に同じ。 ②木更津市市民活動支援センター管理運営規則第10条による。 (使用許可をしない場合) 第10条 条例第14条第2項第6号の規則で定める要件は、条例第16条(第7号に係る部分を除く。)の規定により使用許可を取り消されたものが、当該取消しの日から3月を経過しないときとする。 ※使用許可の基準については、「ID: 使用許可基準参照」			
備考			
設 定 年 月 日	平成 年 月 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: _____

担当部署: 市民部 市民活動支援課

処分の概要	利用料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第17条		
例 規 番 号	平成27年6月25日条例第24号		
【根拠条文】 (利用料金) 第17条 使用者は、利用料金を許可施設等を使用する前に指定管理者に納付しなければならない。ただし、使用前に納付することができないやむを得ない事情があると指定管理者が認めるときは、この限りでない。 2 前項の場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 年 月 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: _____

担当部署: 市民部 市民活動支援課

処分の概要	入館の禁止等		
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第23条		
例 規 番 号	平成27年6月25日条例第24号		
【根拠条文】 (入館の禁止等) 第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。 (1) 第21条第1項の規定に違反した者又は違反するおそれがある者 (2) センターの管理運営上必要な指示に従わない者 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上入館を禁止し、又は退館を命じる必要があると認める者 【基準】 ①根拠条文に同じ。 ②条例第21条の規定による。 (遵守事項等) 第21条 センターに入館する者は、センター内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる事項については、登録団体として行う場合にあっては、この限りでない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為をしないこと。 (2) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為をしないこと。 (3) 物品の販売をしないこと。 (4) ポスター、チラシその他これらに類するものの掲示又は配布（メールボックスへの配布を除く。）をしないこと。 (5) 火気を使用しないこと。 (6) 喫煙をしないこと。 (7) 騒音、暴力等他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。 (8) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物を携行しないこと。 (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に支障を及ぼすおそれがある行為をしないこと。 2 前項ただし書に規定する場合において、登録団体は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 年 月 日	最終変更年月日	年 月 日